

## 中間財務諸表

当行の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。以下の中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、上記の中間財務諸表に基づいて作成しております。

### ●中間貸借対照表

	(単位：百万円)		(単位：百万円)	
	2020年度 中間期 (2020年9月30日現在)	2021年度 中間期 (2021年9月30日現在)	2020年度 中間期 (2020年9月30日現在)	2021年度 中間期 (2021年9月30日現在)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>	
現金預け金	1,440,011	2,948,230	預金	7,529,506
コールローン	139,735	157,395	譲渡性預金	710,817
買入金銭債権	6,834	7,868	コールマネー	436,400
商品有価証券	184	172	債券貸借取引受入担保金	364,483
金銭の信託	13,078	13,049	借入金	374,583
有価証券	2,997,494	3,212,588	外国為替	261
貸出金	6,019,608	6,031,079	信託勘定借	3,875
外国為替	8,114	11,688	その他負債	72,167
その他資産	77,195	79,031	未払法人税等	2,528
その他の資産	77,195	79,031	リース債務	0
有形固定資産	75,243	75,426	資産除去債務	331
無形固定資産	2,732	2,579	その他の負債	69,307
再評価に係る繰延税金資産	58	58	退職給付引当金	25,206
支払承諾見返	17,407	20,038	睡眠預金払戻損失引当金	564
貸倒引当金	△19,661	△26,193	偶発損失引当金	1,022
			繰延税金負債	231,541
			支払承諾	17,407
			<b>負債の部合計</b>	<b>9,767,836</b>
			<b>純資産の部</b>	<b>11,380,398</b>
			資本金	42,103
			資本剰余金	30,475
			資本準備金	30,301
			その他資本剰余金	173
			利益剰余金	371,777
			利益準備金	17,456
			その他利益剰余金	354,320
			別途積立金	339,375
			繰越利益剰余金	14,945
			自己株式	△1,274
			<b>株主資本合計</b>	<b>443,081</b>
			その他有価証券評価差額金	585,270
			繰延ヘッジ損益	△18,339
			土地再評価差額金	△132
			<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>566,798</b>
			新株予約権	318
			<b>純資産の部合計</b>	<b>1,010,199</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>10,778,035</b>	<b>12,533,014</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>10,778,035</b>

●中間損益計算書

(単位：百万円)

	2020年度中間期 (2020年4月1日から 2020年9月30日まで)	2021年度中間期 (2021年4月1日から 2021年9月30日まで)
経常収益	50,333	53,865
資金運用収益	38,936	42,851
うち貸出金利息	22,479	22,157
うち有価証券利息配当金	16,001	19,554
信託報酬	4	5
役務取引等収益	7,285	8,876
その他業務収益	2,284	1,441
その他経常収益	1,822	690
経常費用	36,300	36,084
資金調達費用	2,417	1,687
うち預金利息	1,031	572
役務取引等費用	3,712	3,279
その他業務費用	697	371
営業経費	27,541	27,303
その他経常費用	1,932	3,443
経常利益	14,032	17,780
特別利益	0	-
特別損失	153	306
税引前中間純利益	13,879	17,474
法人税、住民税及び事業税	3,779	4,428
法人税等調整額	△50	234
法人税等合計	3,729	4,663
中間純利益	10,149	12,811

●中間株主資本等変動計算書

2020年度中間期 (2020年4月1日から2020年9月30日まで)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	42,103	30,301	243	30,544	17,456	324,375	22,063	363,894
当中間期変動額								
剰余金の配当							△2,266	△2,266
別途積立金の積立						15,000	△15,000	-
中間純利益							10,149	10,149
自己株式の取得								
自己株式の処分			△69	△69				
土地再評価差額金の取崩								
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計	-	-	△69	△69	-	15,000	△7,117	7,882
当中間期末残高	42,103	30,301	173	30,475	17,456	339,375	14,945	371,777

  

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,550	434,992	407,148	△22,168	△132	384,848	488	820,328
当中間期変動額								
剰余金の配当		△2,266						△2,266
別途積立金の積立		-						-
中間純利益		10,149						10,149
自己株式の取得	△1	△1						△1
自己株式の処分	278	208						208
土地再評価差額金の取崩		-						-
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)			178,122	3,828		181,950	△169	181,781
当中間期変動額合計	276	8,089	178,122	3,828	-	181,950	△169	189,871
当中間期末残高	△1,274	443,081	585,270	△18,339	△132	566,798	318	1,010,199

2021年度中間期 (2021年4月1日から2021年9月30日まで)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	42,103	30,301	173	30,475	17,456	339,375	17,406	374,237
当中間期変動額								
剰余金の配当							△2,268	△2,268
別途積立金の積立						10,000	△10,000	-
中間純利益							12,811	12,811
自己株式の取得								
自己株式の処分			△19	△19				
土地再評価差額金の取崩							0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計	-	-	△19	△19	-	10,000	542	10,542
当中間期末残高	42,103	30,301	153	30,455	17,456	349,375	17,949	384,780

  

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,279	445,536	711,779	△7,747	△132	703,900	356	1,149,793
当中間期変動額								
剰余金の配当		△2,268						△2,268
別途積立金の積立		-						-
中間純利益		12,811						12,811
自己株式の取得	△2	△2						△2
自己株式の処分	140	120						120
土地再評価差額金の取崩		0						0
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)			△4,745	△3,052	△0	△7,798	△40	△7,838
当中間期変動額合計	137	10,660	△4,745	△3,052	△0	△7,798	△40	2,822
当中間期末残高	△1,142	456,197	707,034	△10,800	△132	696,102	316	1,152,615

## [注記事項] (2021年度中間期)

### (重要な会計方針)

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法  
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法  
(1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物：8年～50年 その他：3年～20年
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価値については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。  
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー積法)により計上しております。  
上記以外の貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下、「要注意先」という。)のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(以下、「要管理先」という。)に対する債権及び、要管理先以外の要注意先のうち財務内容等に特に懸念のある債務者に対する債権については今後3年間、これら以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という。)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。なお、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的な視点も踏まえた過去の平均値、将来見込み等を勘案して損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準による方法を採用しております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。  
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

- 睡眠預金払戻損失引当金  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

- 偶発損失引当金  
偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

- 外貨建資産及び負債の本邦通貨への変換基準  
外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- ヘッジ会計の方法  
(1) 金利リスク・ヘッジ  
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによる方法であります。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ  
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによる方法であります。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

- その他中間財務諸表作成のための重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理  
控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用に計上しております。

### (会計方針の変更)

- ・ 時価の算定に関する会計基準等の適用  
[時価の算定に関する会計基準](企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。  
なお、中間財務諸表に与える影響は、軽微であります。
- ・ 収益認識に関する会計基準等の適用  
[収益認識に関する会計基準](企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することいたしました。  
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。  
また、当中間会計期間の損益に与える影響もありません。

### (追加情報)

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等については、国内外における感染の状況はワクチンの普及などにより今後緩やかに回復していくものの、貸出先の財務面への影響は一定期間継続するものと想定し、特に貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、貸出先の債務者区分に対して足元の状況等の反映を行い、貸倒引当金を計上しております。  
当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済への影響が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

### (中間貸借対照表関係)

- 関係会社の株式又は出資金の総額  
株式 10,194百万円  
出資金 2,538百万円
- 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に20,094百万円含まれております。
- 貸出金のうち破綻先債権額は3,107百万円、延滞債権額は76,037百万円であり、  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち3か月以上延滞債権額は該当ありません。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は6,862百万円であり、  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は86,007百万円であり、  
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,262百万円であり、  
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 1,069,909百万円  
貸出金 602,130百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 34,034百万円  
債券貸借取引受入担保金 480,176百万円  
借入金 1,160,170百万円  
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券418,517百万円を差し入れております。  
また、その他の資産には、金融商品等差入担保金68,661百万円及び保証金1,529百万円が含まれております。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,675,574百万円であり、このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,578,748百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は51,768百万円であり、  
11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託4,523百万円であり、

### (中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、株式等売却益429百万円を含んでおります。
2. 減価償却実施額は有形固定資産1,068百万円、無形固定資産464百万円であり、
3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,873百万円、株式等償却124百万円を含んでおります。

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。